（様式－１）

参　加　表　明　書

　令和５年　　月　　日

静岡市長　難波　喬司　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  |  |
| 商号又は名称 |  |  |
| 代表者氏名 |  |

　下記業務の企画提案による選定に参加したいので、企画提案書を提出します。

　なお、地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　　業務名　　令和５年度　都計委第13号

　静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務

２　　参加資格

　　　次に掲げる条件をすべて満足している単体企業又は設計共同体であること。

設計共同体の場合、(1)（6）（7）（8）(9)については構成員すべてが、(2)（3）（4）(5)については設計共同体として要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること｡

(2) 令和４・５年度において、静岡市における建設業関連業務委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

(4) 平成２５年４月１日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

　 　　　同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

(5) 下記に示す条件を満たす管理技術者及び各分野の担当技術者を配置できること。

　　①管理技術者

管理技術者は、以下のすべての条件を満足するものとする。

　　　　・技術士（総合技術監理部門「建設‐都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」)、ＲＣＣＭ「都市計画及び地方計画部門」または一級建築士のいずれかの資格を有すること。

　　　 ・平成２５年４月１日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

　 　　　同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

　　②都市デザイン担当技術者

公共空間および沿線建物の再編にかかる計画策定業務を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

　　　　・技術士（総合技術監理部門「建設‐都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」)、またはＲＣＣＭ「都市計画及び地方計画部門」の資格を有すること。

　　　 ・平成２５年４月１日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

　 　　　　同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

③建築担当技術者

静岡駅北口地下通路の実施設計を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

　　　　・一級建築士の資格を有していること。

　　④市民参画担当技術者

市民参画に関する業務全般を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

　　　 ・平成２５年４月１日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

　 　　　　同種業務・・・ワークショップ等による地域住民等の意見把握

　　　　　　　　　　　　　　を伴うまちづくり計画作成業務

なお、技術者の兼務、評価およびその他事項については下記のとおりとする。

・管理技術者は、都市デザイン担当技術者、建築担当技術者または市民参画担当技術者のいずれかの担当技術者を兼ねることができるものとする。

また、この場合、「予定技術者の技術力と実施体制」の評価は管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

・都市デザイン担当技術者、建築担当技術者、市民参画担当技術者は、他の担当技術者を兼ねることができない。

・提案書に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、責任を持って関わる意思と能力を持つ者であること。契約相手として特定された場合は、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に配置させるものとする。

・配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、発注者の承認を得て配置するものとする。

・管理技術者、各担当技術者は、他の提案者の技術者になることはできない。

(6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成24年４月１日）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

(8) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。

(9) 参加表明書の提出期限までに上記条件にかかる資格登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先 | 所属: |  |
|  | 役職: |  |
|  | 氏名: |  |
|  | 電話: |  |
|  | E-mail: |  |

（様式２－１）

**令和５年度　都計委第１３号　静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務**

**設計共同体協定書（例）**

（目的）

第１条　当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

　一　令和５年度　都計委第１３号　静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務（当該業務内容の変更に伴う業務含む。以下「本業務」という。）

　二　前号に附帯する業務

　（名称）

第２条　当該設計共同体は、令和５年度　都計委第１３号　静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を○○市○○区○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、○年○月○日に成立し、本業務の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

２　本業務を請け負うことができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

　○○県○○市○○町○○番地　○○株式会社

　○○県○○市○○町○○番地　○○株式会社

　（代表者の名称）

第６条　当共同体は、○○株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表として、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合、その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

　（分担業務）

第８条　各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　○○の○○業務　○○株式会社

　　○○の○○業務　○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

　（運営委員会）

第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第13条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

　（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社他○社は、上記のとおり令和５年度　都計委第１３号　静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　○月　○日

|  |
| --- |
| 住所　　○○○○ |
| 商号又は名称　　○○ |
| 代表者氏名　　○○　○○　　　　　印 |
|  |
| 住所　　○○○○ |
| 商号又は名称　　○○ |
| 代表者氏名　　○○　○○　　　　　印 |
|  |

（様式２－２）

契約時提出

**○○設計共同体協定書第８条第２項に基づく協定書（例）**

静岡市発注に係る令和５年度　都計委第１３号　静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務については、○○設計共同体協定書第８条第２項の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

　　　　　　　○○の○○業務　○○株式会社　　○○円

　　　　　　　○○の○○業務　○○株式会社　　○○円

○○株式会社他○社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　　年　　月　　日

○○設計共同体

|  |
| --- |
| 住所　　○○○○ |
| 商号又は名称　　○○ |
| 代表者氏名　　○○　○○　　　　　印 |
|  |
| 住所　　○○○○ |
| 商号又は名称　　○○ |
| 代表者氏名　　○○　○○　　　　　印 |

（様式－３）

**企　画　提　案　書**

１．業務の名称　　令和５年度　都計委第１３号

　静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務

２．履行期限　　令和７年３月３１日

　　標記業務について、下記のとおり、企画提案書を提出します。

・業務実施体制（様式－４）

・業務実施方針、着眼点・取り組み姿勢、調査の企画設計（様式－５）

・工程表（様式－６）

　　　・企画提案のアピールポイント（様式－７）

　　　　　　　　　令和５年　　月　　日

　　静岡市長　　　　　あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出者 | 住所 |  |
|  | 電話番号 |  |
|  | 会社名 |  |
|  | 代表者 | 役職名　氏名 |
|  |  |  |
| 作成者 | 担当部署 |  |
|  | 氏名 |  |
|  | TEL |  |
|  | FAX |  |
|  | E-Mail |  |

（様式－４）

・業務実施体制

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分担名 | 管理技術者  担当技術者１  ・・・ | | 担当する  業務分野 | |  | |
|  |  | | 生年月日 | |  | |
| 所属・役職 |  | | 当該部門  従事期間 | |  | |
| 保有技術者資格（資格の種類、部門、取得年月日） | | | | | | |
| 学歴・職歴・業務経歴　等 | | | | | | |
| 同種業務の実績（業務概要、発注機関、履行期間）  ※過去10年間の市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務について記載する。 | | | | | | |
| 手持ち業務の状況（令和５年　月　日現在） | | | | | | |
| 業務名 | | 業務概要 | | 発注機関 | | 履行期間 |
| ※契約金額も記載する | |  | |  | |  |

（注１）担当技術者ごとに作成すること。

（注２）配置予定の技術者のみ作成すること。

（注３）管理技術者には、技術士（総合技術監理部門「建設‐都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」）、ＲＣＣＭ「都市計画及び地方計画部門」または一級建築士のいずれかの資格を有する者を配置すること。

（様式－５）

・業務実施方針、着眼点・取り組み姿勢、業務の企画設計

日本工業規格Ａ３版３枚以内とし、次の事項について提出してください。

様式自由です。

|  |
| --- |
| １　業務実施方針  ２　業務の着眼点・取り組み姿勢など  ３　業務の企画設計  また、作成にあたっては次のテーマについての提案を含めるとともに、記載箇所を明確にしてください。  テーマ①：　静岡都心地区全体や静岡市都市計画マスタープランに示す商業・業務ゾーン、まちなか再生指針に示すエリア等の特性や空間資源の整理、基本方針・方策の検討や取りまとめ方法及び有識者の意見を反映させる体制の構築等、静岡都心地区の都市イメージにふさわしい都市デザインの作成について、重視する点や方策を記述してください。  テーマ②：　市民の意見収集やその反映方法及び作成後の発信方法等、共感を得て効果的に普及・活用される都市デザイン指針の作成・運用のプロセスについて、重視する点や方策を記述してください。 |

（様式－６）

・工程表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工程表（今回の業務の工程を簡潔に記入してください。） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検討項目 | 業　務　工　程 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和５年度 | | | | 令和６年度 | | | | | | | | | | | | 備考 |
| 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（様式７）

・企画提案のアピールポイント

（審査において特に注目して欲しい点をアピールポイントとして記述してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | アピールポイント（各項目200字以内で記述） |
| ＜業務内容の理解度＞  業務実施方針について、当該業務の目的や内容などの理解度が高く、課題に対する取り組み方針や実施方針の妥当性が高いかどうか。  （主に様式５の「１　業務実施方針」部分の記載に基づく） |  |
| ＜業務実施に際しての創造性と的確性（テーマ①）＞  業務の着眼点・取り組み姿勢などで設定したテーマ①「静岡都心地区全体や静岡市都市計画マスタープランに示す商業・業務ゾーンごとの特性や空間資源の整理、基本方針・方策の検討や取りまとめ方法及び有識者の意見を反映させる体制の構築等、静岡都心地区の都市イメージにふさわしい都市デザインの作成について、重視する点や方策」について、当該業務の実施に際して独創的な提案があり、その内容が的確かつ実現性が高いかどうか。  （主に様式－５の「２　業務の着眼点、取り組み姿勢など」部分の記載に基づく） |  |
| ＜業務実施に際しての創造性と的確性（テーマ②）＞  業務の着眼点・取り組み姿勢などで設定したテーマ②「市民の意見収集やその反映方法及び作成後の発信方法等、共感を得て効果的に普及・活用される都市デザイン指針の作成・運用のプロセスについて、重視する点や方策」について、当該業務の実施に際して独創的な提案があり、その内容が的確かつ実現性が高いかどうか。  （主に様式－５の「２　業務の着眼点、取り組み姿勢など」部分の記載に基づく） |  |
| ＜業務フロー及び工程計画の妥当性＞  業務の企画設計について、業務実施手順を示す業務フローや業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高いかどうか。  （主に様式－５の「３　業務の企画設計」部分、様式－６の「工程表」の記載に基づく） |  |

（様式－８）

令和５年　月　日

（宛先）静岡市長

**質　　問　　書**

「令和５年度　都計委第１３号　静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務」に

ついて、次のとおり質問します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問番号 | 入札説明書ページ  図面等の番号　等 | 質　問　内　容 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |

【連絡先】

会社名：

TEL　 ：

FAX　 ：

Mail ：

担当者：